

## 社会福祉法人長崎市社会福祉協議会定款

### 第 1 章 総 則

#### (目的)

**第1条** この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、長崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

#### (事業)

**第2条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前各号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 老人デイサービス事業の経営
- (8) 生活支援体制整備事業
- (9) 生活困窮者自立相談支援事業
- (10) 生活困窮者家計改善支援事業
- (11) 福祉サービス利用援助事業
- (12) 長崎市立老人憩の家の経営
- (13) 障害福祉サービス事業の経営
- (14) 生活福祉資金貸付事業
- (15) 福祉資金貸付事業
- (16) 住宅整備資金貸付事業
- (17) 総合相談支援事業
- (18) ボランティア活動の振興
- (19) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(令和2年3月 一部改正)

(令和3年10月 一部改正)

(令和4年4月1日 一部改正)

#### (名称)

**第3条** この法人は、社会福祉法人長崎市社会福祉協議会という。

#### (経営の原則)

**第4条** この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

- 2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組む、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

**(事務所の所在地)**

**第5条** この法人の事務所を、長崎県長崎市上町1番33号に本所として置く。

- 2 前項のほか、次のとおり従たる事務所として支所を置く。

- (1) 香焼支所 長崎県長崎市香焼町1070番地4
- (2) 三和支所 長崎県長崎市布巻町67番地1
- (3) 琴海支所 長崎県長崎市長浦町3777番地10

(令和2年3月1部改正)

第 2 章 評 議 員

**(評議員の定数)**

**第6条** この法人に評議員19名を置く。

**(評議員の選任及び解任)**

**第7条** この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める「評議員・理事及び監事選出規程」に基づき理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての「評議員選任・解任委員会運営細則」は、理事会において定める。

**(評議員の資格)**

**第7条の2** 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることにならない。（令和2年3月 追加）

**(評議員の任期)**

**第8条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任し

た評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

**(評議員の報酬等)**

**第9条** 評議員に対して、各年度の総額が597,000円を超えない範囲で会議等の出席に対して評議員会において別に定める「役員等の報酬に関する規程」に基づき支給することができる。(令和2年3月一部改正)

**第 3 章 評 議 員 会**

**(構成)**

**第10条** 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

**(権限)**

**第11条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

**(開催)**

**第12条** 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

**(招集)**

**第13条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

**(議長)**

**第14条** 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

**(決議)**

**第15条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 4 章 役 員

（役員の数）

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長及び1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員資格）

第18条の2 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。（令和2年3月追加）

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務

を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

**第20条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

**第21条** 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

**第22条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

**第23条** 理事及び監事に対して、会議等の出席に対して別に定める「役員等の報酬等に関する規程」に基づき支給することができる。 (令和2年3月一部改正)

## 第 5 章 名誉会長及び顧問

#### (名誉会長及び顧問)

**第24条** この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員任期に準ずる。

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

2 会長の専決事項は、別に定める「事務局処務規程」に基づき専決できるものとする。

(招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長が務める。ただし、会長が出席できない場合は理事の互選とする。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 会 員

(会員)

第31条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

## 第 8 章 委員会等

(委員会等)

第31条の2 この法人に委員会等を置く。

- 2 委員会等は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、あるいは会長の諮問に答え、又は意見を聞く。 (令和2年3月追加)

## 第 9 章 事務局及び職員

### (事務局及び職員)

**第32条** この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員を置く。
- 3 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 4 前項施設長等以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

## 第 10 章 資産及び会計

### (資産の区分)

**第33条** この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
  - (1) 現金 820万円
  - (2) 建物 長崎県長崎市長浦町3777番地10 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建 1棟 (848.05㎡)
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続をとらなければならない。

### (基本財産の処分)

**第34条** 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、長崎市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長崎市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。） (令和2年3月一部改正)

### (資産の管理)

**第35条** この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管するものとする。

### (事業計画及び収支予算)

**第36条** この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の

前日までに、会長が作成し、理事会の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。（令和2年3月一部改正）

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

#### （事業報告及び決算）

**第37条** この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

#### （会計年度）

**第38条** この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

#### （会計処理の基準）

**第39条** この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

#### （臨機の措置）

**第40条** 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。（令和2年3月一部改正）

## 第 11 章 公益を目的とする事業

#### （種別）

**第41条** この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 配食サービス事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

## 第 12 章 解 散

### (解散)

**第42条** この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

**第43条** 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第 13 章 定 款 の 変 更

### (定款の変更)

**第44条** この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長崎市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長崎市長に届け出なければならない。

## 第 14 章 公 告 の 方 法 そ の 他

### (公告の方法)

**第45条** この法人の公告は、社会福祉法人長崎市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

**第46条** この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 (会 長)	山田 博吉
〃 (副会長)	村田 茂吉
〃 (副会長)	隈部 登馬男
〃 (副会長)	小川 清彦
〃	天本 愛 晃
〃	梶山 貞美
〃	山口 寛治
〃	草野 貞治

〃 宮川 積盛  
監 事 小柳 正照

附 則  
(施行期日)

1 この定款は、平成17年1月4日から施行する。

(役員及び評議員の任期の附則)

2 この定款の第10条及び17条の規定に基づき、前項の施行日以降最初に選任される役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず平成17年8月23日までとし、評議員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず平成17年8月24日に満了するものとする。

附 則  
(施行期日)

1 この定款は、平成18年1月4日から施行する。

(役員及び評議員の任期に関する経過措置)

2 この定款の第10条及び第17条の規定に基づき、前項の施行日以降最初に選任される役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず平成19年8月23日までとし、評議員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず平成19年8月24日に満了するものとする。

認可	昭和42年	1月13日
定款変更認可	昭和42年	7月21日
同	昭和44年	5月10日
同	昭和46年	5月 7日
同	昭和46年11月	1日
同	昭和48年12月	7日
同	昭和50年	8月 1日
同	昭和54年	2月 6日
同	昭和57年	3月29日
同	昭和57年	7月 9日
同	平成 元年	9月 8日
同	平成 4年	4月28日
同	平成 7年	7月17日
同	平成11年	7月 5日
同	平成12年	3月23日
同	平成13年	7月10日
同	平成13年11月	9日
同	平成15年	3月31日
	(施行日平成15年	4月 1日)

同	平成16年 9月29日 (施行日平成17年 1月 4日)
同	平成16年12月28日 (施行日平成17年 1月 4日)
同	平成17年 7月25日
同	平成17年 9月26日 (施行日平成18年 1月 4日)
同	平成17年12月28日 (施行日平成18年 1月 4日)
同	平成18年 5月29日
同	平成18年12月 1日
同	平成19年 8月24日
同	平成20年 4月28日
同	平成22年 4月27日
同	平成22年12月27日 (施行日平成23年 1月 1日)
同	平成23年 5月16日 (施行日平成23年 4月 1日)
同	平成23年 7月 4日 (施行日平成23年 7月 1日)
同	平成24年 5月28日 (施行日平成24年 4月 1日)
同	平成25年 6月17日

附 則

(施行期日)

1 この定款は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第1項第1号及び第15条第2項の規定は、この定款の施行の日以後、任期満了に伴い選任される理事及び委嘱される評議員について適用する。

定款変更認可	平成26年 5月 8日 (施行日平成26年 4月 1日)
同	平成26年 6月27日 (施行日平成26年 6月 1日)
同	平成27年 5月19日 (施行日平成27年 4月 1日)
同	平成27年 9月 1日 (施行日平成27年 9月 1日)
同	平成28年 5月18日 (施行日平成28年 4月 1日)

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第5条までの規定は、長崎市長の認可日から施行する。(認可日平成29年1月19日)

(経過措置)

第2条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、この定款の施行の日(以下「施行日」という。)までに、必要な定款の変更をし、長崎市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可があったときは、同項に規定する定款の変更は、施行日において、その効力を生じる。

第3条 この法人は、施行日までに、あらかじめ、この定款による変更後の社会福祉法人長崎市社会福祉協議会定款(以下「新定款」という。)第7条の規定の例により、評議員を選任しておかななければならない。

2 前項の規定による選任は、施行日において、その効力を生ずる。この場合において、新定款第8条第1項の規定の適用については、同項中「、選任後」とあるのは「、この定款の施行日の日以後」とする。

3 施行日の前日において評議員である者の任期は、同日に満了する。

第4条 新定款第18条第1項の規定は、施行日以後に行われる役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)の選任について適用する。

第5条 この定款の施行の際現に存在する役員の任期は、新定款第21条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。

定款変更認可	平成29年5月11日 (施行日平成29年4月1日)
同	平成30年4月27日 (施行日 平成30年4月1日)
同	平成31年 4月23日 (施行日 平成31年4月1日)
同	令和2年4月28日 (施行日 令和2年4月1日)
同	令和3年11月10日 (施行期日 令和3年10月1日)
同	令和4年3月19日 (施行期日 令和4年4月1日)